

## 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(平成 16 年 2 月 25 日 健康生きがい部長決定)

(通 則)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）第 39 条（指定居宅サービス事業、共生型サービス事業及び基準該当居宅サービス事業において準用する場合を含む。）及び第 110 条の 2（指定居宅サービス事業、共生型サービス事業及び基準該当居宅サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 25 年 3 月 8 日東京都板橋区条例第 17 号）第 40 条（指定地域密着型サービス事業において準用する場合を含む。）及び第 59 条の 18（指定地域密着型サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」（平成 30 年 3 月 15 日条例第 12 号）第 28 条（基準該当居宅介護支援の事業において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 3 月 30 日条例第 41 号）第 38 条（ユニット型指定介護老人福祉施設の事業において準用する場合を含む。）、「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成 24 年 3 月 30 日条例第 42 号）第 38 条（ユニット型介護老人保健施設の事業において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年 6 月 27 日条例第 98 号）第 36 条（ユニット型介護療養型医療施設の事業において準用する場合を含む。）、「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成 30 年 3 月 30 日条例第 51 号）第 38 条（ユニット型介護医療院の事業において準用する場合を含む。）、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成 24 年 10 月 11 日条例第 112 号）第 54 条の 9（指定介護予防居宅サービス事業、共生型介護予防サービス事業及び基準該当介護予防居宅サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成 25 年 3 月 8 日東京都板橋区条例第 18 号）第 37 条（指定地域密着型介護予防サービス事業において準用する場合を含む。）、「東京都板橋区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法の基準に関する条例」(平成 27 年 3 月 13 日東京都板橋区条例第 20 号)第 29 条、並びに「板橋区指定介護予防・生活支援サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・生活支援サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する要領」(平成 28 年 3 月 31 日健康生きがい部長決定)第 36 条(指定介護予防・生活支援サービスに該当する通所型サービスにおいて準用する場合を含む。)の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

#### (目 的)

第 2 条 本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(以下「介護サービス等」という。)の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から板橋区へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

#### (事故の範囲)

第 3 条 サービス提供事業者が報告すべき事故の範囲は、各事業者の責任や過失の有無に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護サービス等の提供(利用者の送迎及び通院を含む。)時における死亡事故及び骨折、出血、火傷、誤嚥、異食等で利用者が治療を要したもの
- (2) 他者の薬の誤与薬(受診を要しないものを含む。)又は利用者本人の薬の誤与薬(受診を要したものに限る。)
- (3) 介護サービス等の提供中に、利用者が行方不明になり警察に届出又は身体的影響により受診を要したもの
- (4) 感染症(感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に定めるもののうち、原則として別表 1 に掲げる 1~5 類の感染症(ただし 5 類の定点把握については、感染が拡大した場合に限る。)並びにこれらに相当する指定感染症及び新型コロナウイルス感染症とする)、食中毒又は疥癬の発生
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等のうち、利用者の個人情報流出、金品着服、虐待行為等、利用者へのサービス提供に影響するおそれのあるもの
- (6) 地震、風水害、火災その他災害で介護サービス提供に重大な影響があるもの
- (7) その他、特に板橋区から報告を求められたもの

2 前項第 1 号から第 6 号の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報告を要しないものとする。

- (1) 事故による被害又は影響がきわめて微少な場合

(2) 老衰等により死亡した場合

(報告対象者等)

第4条 事故報告は、事故に関係する介護サービス等利用者（以下「利用者」という。）が板橋区の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が板橋区内の場合とする。

(報告事項)

第5条 各事業者が報告すべき事項は、事故に関する次の各号に規定する事項とする。

- (1) 報告年月日
- (2) 事業所情報（事業所名、事業者番号、サービス種別等）
- (3) 利用者情報（氏名、住所、被保険者番号等）
- (4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故種別、事故原因等）
- (5) 事故の対応（医療機関名、診断名、治療の概要等）
- (6) 利用者の家族及び関係機関への連絡状況（連絡日時、連絡者名及び連絡を受けた家族の氏名、関係等）
- (7) 事故後の対応（利用者の経過及び現況、再発防止に向けての今後の対応、損害賠償等の状況等）
- (8) その他

(報告の手順)

第6条 報告の手順は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号によるものとする。

(1) 第一報

各事業者は、事故が発生した場合、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、第5条第1号から第6号までの内容について事故報告書（別記様式第1号）により板橋区へ報告する。また、利用者に関係する居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

ただし、緊急性の高いものは、電話で報告を行った後、速やかに事故報告書を提出する。

(2) 中間報告及び最終報告

各事業者は、当該事故処理がすべて完了した時点で、最終の事故報告書（別記様式第1号）を提出する。ただし、第一報の報告時点で事故処理が完了している場合には、第一報の際に第5条第7号の内容を併せて記載し、最終報告とすることができる。

なお、事故処理が長期化する場合には、適宜途中経過を報告し、必要に応じて中間報告を提出するものとする。

- 2 第5条における事故報告の項目が明記されている書式が提出された場合は、別記様式第1号の提出があったものとみなす。
- 3 事故に複数の当事者が存在する場合には、別記様式第1号に併せて事故当事者一覧（別記様式第2号）を提出するものとする。

（対 応）

- 第7条 板橋区は、報告を受けた場合は、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。
- 2 事故対応は、当該利用者が板橋区の被保険者の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

（処 理）

- 第8条 板橋区は、別記様式第1号（第6条第3項の場合は、別記様式第1号及び別記様式第2号）受領後、必要に応じて関係課（所）へ内部供覧し、介護事故例として保存管理し、介護事故件数の集計を行う。

（情報管理）

- 第9条 事故報告書の記載内容の取扱いについては、東京都板橋区情報公開条例及び東京都板橋区個人情報保護条例の規定に従って、適正に管理する。

（東京都への報告）

- 第10条 介護保険サービスにおける事故については、平成26年6月23日付東京都通知「介護保険事業等における事故に関する情報提供について」に基づき、必要に応じて東京都にも報告するものとする。

（その他）

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

附 則

- 1 この要領は平成16年4月1日より適用する。
- 2 介護事故に関する事故報告の実施要領（平成12年11月27日健康生きがい部長決裁）は廃止する。

附 則

この一部改正は平成17年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成18年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成19年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成20年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成21年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成22年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成24年6月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成26年8月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成27年6月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成28年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成30年4月1日より適用する。

附 則

この一部改正は平成31年4月1日より適用する。